

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No.7
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役社長 福島 保
【住所又は本店所在地】	岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
【報告義務発生日】	平成24年3月13日
【提出日】	平成24年3月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと 共同保有者の減少(木下 雅勝) 保有目的の変更

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アップ
証券コード	9630
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社ベネッセホールディングス
住所又は本店所在地	岡山県岡山市北区南方三丁目7番17号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

該当事項はありません。

【法人の場合】

設立年月日	昭和30年 1月28日
代表者氏名	福島 保
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	通信教育事業及び学校向け事業、出版事業、介護事業、語学・通訳事業 など

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	グループ財務部 部長 坪井 伸介
電話番号	(03) 3259-1131

(2) 【保有目的】

発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うこと。
提出者は発行者普通株式を非公開化するための一連の取引の一環として、発行者の普通株式の全て（但し、提出者が所有する発行者の株式、発行者が所有する自己株式及び株式会社マルユ（以下「マルユ」といいます。）が所有する発行者の株式2,040,000株のうち1,040,000株を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりました（公開買付け期間は平成24年2月1日から同年3月13日まで）。
また、提出者は、今後、発行者の株主を提出者及びマルユのみ（但し、本公開買付け完了後の発行者の株主の状況等を踏まえ、発行者の株主を提出者及びマルユのみとすることが困難であると提出者が判断する場合は、提出者のみ）とするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを企図しております。
具体的には、提出者は、発行者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び発行者の当該株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の発行者の株式を交付することのそれぞれを、平成24年6月に開催が予定されている発行者の第35回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の付議議案とすること、並びに上記の定款変更を付議議案に含む発行者の普通株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を、本株主総会と同日に開催することを、発行者に対して要請する予定です。
なお、提出者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	9,091,360		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 9,091,360	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		9,091,360
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年3月13日現在)	V	10,309,200
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		88.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.13

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年3月13日	普通株式	7,531,078株	73.05%	市場外取引	取得	1,050円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、マルコ及び木下雅勝（以下「木下氏」といいます。）との間で、平成24年1月31日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

- マルコ及び木下氏は、提出者との間で、マルコが所有する発行者の普通株式（所有株式数：2,040,000株）について、設定された担保権を解除のうえ、そのうち1,000,000株を本公開買付けにおいて応募し、残りの1,040,000株（以下「応募対象外株式」といいます。）については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず継続して所有すること、及び(ii)木下氏が所有する発行者の普通株式（所有株式数：1,160,900株）の全てについて、本公開買付けに応募することを合意する。
- 本スクイズアウト手続完了後の発行者の株主が提出者のみとなる場合であってもマルコ又は木下氏のいずれかが発行者の株主となるよう、マルコ又は木下氏のいずれかは、本スクイズアウト手続の実施により発行者の株主が提出者のみとなった場合、本スクイズアウト手続の完了後速やかに、提出者の要請に従い、マルコ又は木下氏のいずれかの発行者に対する出資比率（発行者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいいます。）が5%程度となるよう、再出資（以下「本件再出資」といいます。）をする。
- マルコ及び木下氏は、提出者との間で、(i)本スクイズアウト手続が完了するまでの間、その所有する発行者の株式について株主権を行使しないこと、(ii)本公開買付けが成立した場合であって、本株主総会又は本公開買付応募契約締結日以降に開催される本スクイズアウト手続の完了前の日を基準日とする発行者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び本株主総会又は本臨時株主総会と同日付で開催される本種類株主総会において発行者の発行済株式の全部又は一部につき議決権を有するときは、当該株主総会における当該議決権の行使について、提出者の指示に従うこと、並びに(iii)本スクイズアウト手続が実行されるよう、提出者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意する。
- マルコ及び木下氏は、提出者との間で、上記(ii)記載の発行者株主総会において、提出者の指名する者の発行者の取締役又は監査役への選任が行われるよう、提出者の要請に従い、必要な協力を行うことを合意する。
- マルコ及び木下氏は、提出者との間で、本公開買付応募契約締結日以降3年間又は木下氏が発行者の取締役等としての地位にある間のいずれか長い期間（以下「譲渡等禁止期間」といいます。）が経過するまでの間、マルコ又は木下氏はその所有する発行者の株式を譲渡等してはならず、譲渡等禁止期間後においてマルコ又は木下氏のいずれかが譲渡等を希望する場合には、提出者は、当該譲渡等の相手方に優先して、提出者又は提出者の指定する者に、当該株式を譲渡するよう請求することができる。
- 提出者は、一定の事由（(i)木下氏が発行者の取締役でなくなった場合、(ii)応募対象外株式並びに本スクイズアウト手続により応募対象外株式に代わりマルコが交付を受ける発行者株式及びマルコ又は木下氏のいずれかによる本件再出資により取得する発行者株式（以下「応募対象外株式等」と総称します。）の全部又は一部をマルコが所有している間に、マルコの株主構成が変化した場合、(iii)マルコ又は木下氏が本公開買付応募契約の義務に違反した場合、(iv)マルコ又は木下氏が本公開買付応募契約の表明及び保証に違反した場合、又は(v)本スクイズアウト手続が完了した場合）のいずれかが生じた場合、マルコ又は木下氏のいずれかが所有する発行者の株式の全部を一定の価格で提出者又は提出者の指定する者に譲渡するよう請求することができる。マルコ又は木下氏のいずれかは、一定の事由（(i)提出者に本公開買付応募契約に定める義務の違反が存する場合、(ii)提出者に本公開買付応募契約に定める表明及び保証の違反が存する場合、又は(iii)本公開買付応募契約締結日から3年間が経過した場合）のいずれかが生じた場合、その所有する発行者の株式の全部を一定の価格で提出者に買い取ることを請求することができる。さらに、マルコ又は木下氏のいずれかが発行者の応募対象外株式等を所有している間に、提出者が提出者の所有する発行者の株式の全部を第三者へ譲渡等することを希望する場合、マルコ又は木下氏のいずれかはその所有する発行者の応募対象外株式等の全部について、提出者による当該第三者への当該譲渡等と同一の条件で当該第三者へ譲渡することを請求することができる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	8,712,488
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	8,712,488

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社マルコ
住所又は本店所在地	兵庫県芦屋市東山町5番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和59年10月18日
代表者氏名	木下 雅勝
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	不動産賃貸業・経営コンサルタント

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社マルコ 岡田 久
電話番号	(0798) 65-5888

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,040,000		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,040,000	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		1,040,000
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年3月13日現在)	V	10,309,200
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		10.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		19.79

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) 株式会社ベネッセホールディングス

(2) 株式会社マルコ

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	10,131,360		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 10,131,360	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		10,131,360
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年3月13日現在)	V	10,309,200
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		98.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		46.18

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社ベネッセホールディングス	9,091,360	88.19
株式会社マルコ	1,040,000	10.09
合計	10,131,360	98.27